

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

経営支援課

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定
○ 保安林の指定の解除
○ 道路の区域変更
○ 道路の供用開始
○ 岡山県収入証紙売りさばき場所の変更

健康推進課

障害福祉課

治山課

道路整備課

”

会計課

林政課

河川課

用度課

警察本部会計課

【教育委員会】

○ 岡山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

教育委員会

目次

担当課（室）

○ 義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定の一部改正
（以上県例規集掲載）

【公安委員会】

○ 警備業法に基づく講習

”

【地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター】

○ 平成二十五年度財務諸表の公告

生活安全企画課

”

地方独立行政法人
岡山県精神科医療
センター

◎岡山県規則第六十四号

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

岡山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十二年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日」を「平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第四項中「〇・八五パーセント」を「〇・七五パーセント」に改める。

別表第一第十三号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十九号」に改め、「及び第十二号」を削り、「陳腐化若しくは」を「陳腐化」に改め、同表第十四号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十九号」に、「陳腐化若しくは」を「陳腐化」に改める。

別表第三第一号中「〇・八五％」を「〇・七五％」に改め、同表第二号中

<p>整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の八十以内。ただし、前号に掲げる貸付けの要件に適合する場合は、百分の九十以内</p>	<p>〇・八五％</p>
---	--------------

を

<p>次のいずれかの割合 ア 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金のうち、知事が必要と認めるもの百分の八十以内。ただし、前号に掲げる貸付けの要件に適合する場合は、百分の九十以内 イ 特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に貸し付ける場合にあつては、当該者が整備資金の財源</p>	<p>〇・七五％</p>
---	--------------

に改め、同表第

として事業実施者に対して負担する金額の百分の八十以内

三号中

別表第二第二号に掲げる事業に係る貸付け及び第一号に掲げる貸付けに係るものについては整備資金のうち知事が必要と認めるものの百分の九十以内、前号及び次号に掲げる貸付けに係るものについては整備資金のうち知事が必要と認めるものの百分の八十以内

〇・八五%

を

別表第二第二号に掲げる事業に係る貸付け及び第一号に掲げる貸付けに係るものについては整備資金のうち知事が必要と認めるものの百分の九十以内、前号及び次号に掲げる貸付けに係るものについては次のいずれかの割合

〇・七五%

ア 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の八十以内

イ 事業協同組合等、事業協同小組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に貸し付ける場合にあつては、当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額の百分の八十以内

に改め、同表第

整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分

〇・八五%

四号中 一の八十以内

を

次のいずれかの割合 ア 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の八十以内 イ 事業協同組合等、事業協同小組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に貸し付ける場合にあつては、当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額の百分の八十以内	〇・七五%
---	-------

に改め、同表第

六号及び第七号中

整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の九十以内

を

次のいずれかの割合 ア 事業実施者に貸し付ける場合にあつては、整備資金のうち、知事が必要と認めるものの百分の九十以内 イ 事業協同組合等、事業協同小組合又は特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合に貸し付ける場合にあつては、当該者が整備資金の財源として事業実施者に対して負担する金額の百分の九
--

に改め、同表備考第八号中「第

十以内

四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同表備考第十一号中「同条第九項」を「同条第十一項」に、「第四十一条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の岡山県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以降に貸し付ける貸付金について適用し、同日前に貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

◎岡山県告示第五百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
とみなが薬局美和店	倉敷市美和二一三一二一	平成二十六年十一月一日
ウイズ薬局水島店	倉敷市水島西弥生町一四	平成二十六年十一月一日
ファーマシイ井原セントレ薬局	井原市井原町五四三一九	平成二十六年十一月一日
そよかぜ薬局	苫田郡鏡野町吉原二九	平成二十六年十一月一日

◎岡山県告示第五百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所在地

辞退年月日

有限会社とみなが薬局

倉敷市美和二一三一二一

平成二十六年十月三十一日

ウイズ薬局水島店

倉敷市水島西弥生町一四

平成二十六年十月三十一日

そよかせ薬局

苫田郡鏡野町吉原二九

平成二十六年十月三十一日

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

◎岡山県告示第五百六十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

星空

2 所在地

玉野市御崎二―一―二―四七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社MRHM

2 主たる事務所の所在地

倉敷市帯高二〇―七

三 指定年月日

平成二十六年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三六五

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第五百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市玉島道口字イ割五三二八の八四、五三二八の八五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

◎岡山県告示第五百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 位田飯岡線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久米郡美咲町王子字サイノ谷三三九番一 地先から	新	六・〇 一七・〇	一一五〇・〇
久米郡美咲町王子字サイノ谷三三九番一 地先から	旧	五・〇 三〇・五	一一三六・〇
久米郡美咲町王子字朔日免四一三番地先 を経て	新	六・〇 一七・〇	一二五〇・〇
久米郡美咲町王子字見河五番二地先まで	旧	五・〇 三〇・五	一一三六・〇

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

◎岡山県告示第五百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	位田飯岡線	久米郡美咲町王子字サイノ谷三三九番一地先から 久米郡美咲町王子字見河五番二地先まで	平成二十六年十一月十四日

◎岡山県告示第五百六十七号

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第七十二条第一項の規定により、平成二十六年十月三十一日付けで、次の岡山県収入証紙売りさばき人に係る売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

売 り さ ば き 人	所 在 地 名称及び代表者 の氏名	岡山市東区瀬戸町光明谷 一九五 岡山東農業協同組合 代表理事組合長 長田 謙二
変更後の売りさばき場所 岡山市東区瀬戸町光明谷一九五 備前市伊部一三一―二―八 赤磐市下市一―〇 赤磐市町苅田一三〇―一 赤磐市松木六三二 赤磐市福田五〇〇		

〔四八四〕森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第六条第一項の規定により、高梁川下流、旭川及び吉井川の各森林計画区に係る地域森林計画を変更するため、当該地域森林計画の変更案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間の満了の日までに、高知事に理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧場所

岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十四日から同年十二月八日まで

〔四八五〕河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により、次の河川整備計画の案について、縦覧に供する。

この河川整備計画の案について意見を有する者は、縦覧期間の満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年十一月十四日

河川管理者 岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 河川整備計画の案の名称

一級河川高梁川水系下流ブロック（岡山県管理区間）河川整備計画

二 縦覧の期間

平成二十六年十一月十七日から同年十二月十七日まで

三 縦覧の場所

岡山県土木部河川課、岡山県備前県民局建設部建設企画課、岡山県備中県民局建設部建設企画課、総社市建設部土木課、総社市山手支所、総社市清音支所、吉備中央町賀陽庁舎建設課、吉備中央町加茂川庁舎及び吉備中央町大和支所

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

〔四八六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

蛍光X線分析システム 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十六年十月三日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社三ツワフロンテック

倉敷市老松町三丁目八番七号ビバリーガーデン老松

五 落札金額

二一、八一六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一、六一六、〇〇〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札の公告を行った日

平成二十六年八月二十二日

岡山県公報 第11636号 平成26年11月14日

〔四八七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十六年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名
倉敷警察署庁舎清掃業務
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び倉敷警察署庁舎清掃業務委託仕様書による。
- (3) 契約期間
平成27年2月1日から平成30年1月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、1年分の委託料（調達業務を3年間受託するものとして算定した委託料総額の3分の1に相当する金額）を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成26年度において県が発注する役務の提供の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成26年岡山県告示第28号（役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるもの。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

岡山県公報 第11636号 平成26年11月14日

い者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 平成21年4月1日以降に、官公庁、民間ビル等の清掃業務を、1年間以上の期間にわたり受託した実績を有する者であること。

官公庁、民間ビル等とは、それらの建物全体を指し、複数あるフロアの一部を指すものではない。

(7) 暴力団、暴走族又はこれらに類する集団、組織若しくは団体（以下「暴力団等」という。）及びその関係者による不当な介入を排除し、この公告に係る契約の適正な履行の確保を図るため、役員及び調達業務に従事する者の名簿を提出するとともに、この一般競争入札に参加を希望する者（法人を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しない旨の誓約書を提出することができる者であること。

ア 役員又はこの一般競争入札に参加を希望する者の経営に事実上参画している者（以下「役員等」という。）が、暴力団等の関係者であること。

イ 暴力団等の関係者を雇用し、又は使用していること。

ウ 役員等が、暴力団等又はその関係者に経済上の利益又は便益を供与していること。

エ 役員等が、暴力団等又はその関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。

オ 役員等が、暴力団等又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用する等していること。

岡山県公報 第11636号 平成26年11月14日

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁2階)

電話(086)226-7538

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒710-0047 倉敷市大島451番地1

岡山県倉敷警察署総務・会計課

電話(086)426-0110 内線232

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成26年11月14日から同年12月25日まで(岡山県の休日を含め定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ150グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

平成27年1月13日 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

平成27年1月14日 午後2時

倉敷市大島451番地1

岡山県倉敷警察署5階大会議室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

号 36316 第 報 公 岡 山 県 平 成 26 年 1 月 14 日

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、平成26年12月25日午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他
詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured:

Entrustment of office building cleaning operations of Okayama Prefectural Kurashiki Police Station

(2) Contract period:

From 1 February, 2015 through 31 January, 2018

(3) Fulfillment place:

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender:

4:00 P.M. 13 January, 2015

(5) Contact point for the notice :

Department of General Affairs, Okayama Prefectural Kurashiki

Police Station public office

451-1 Ojima, Kurashiki-shi, Okayama-ken, 710-0047, Japan

Telephone : 086-426-0110, Ext.232

◎岡山県教育委員会規則第十一号

岡山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十一月十四日

岡山県教育委員会

岡山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

岡山県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年岡山県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第三号

昭和三十九年岡山県教育委員会告示第二号（義務教育諸学校の教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年十一月十四日

岡山県教育委員会

表中

構成郡市

を

構成市町村

に、「和気郡 加賀郡」

を「和気町 吉備中央町」に、「都窪郡 浅口郡」を「早島町 里庄町」に、「小田郡」を「矢掛町」に、「真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡 久米郡」を「新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第七十四号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十四日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
運搬警備業務	平成二十七年一月十日（水曜日）及び同月十五日（木曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの

- 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に

規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
- ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

イ 次の区分のうち該当するものに係る書類

- (ア) 二1に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- (イ) 二2に該当する者

検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

- (ウ) 二3に該当する者

検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

- (エ) 二4に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

- (オ) 二5に該当する者

旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十六年十二月一日（月曜日）から同月五日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万四千元

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎岡山県公安委員会告示第七十五号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月十四日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
身辺警備業務	平成二十七年一月二十七日（火曜日）及び同月二十八日（水曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区内山下二丁目一番一八号 岡山共済会館

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
 - イ 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面及び履歴書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十六年十二月八日（月曜日）から同月十二日（金曜日）までの午前八時三

十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万円

(注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であつても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。

◎地方独立行政法人岡山県精神科医療センター公告第一号

地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第四項の規定により、地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの平成二十五年度財務諸表を次のとおり公告する。

平成二十六年十一月十四日

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

理事長 中 島 豊 爾

財 務 諸 表

平成25年度
(第7期事業年度)

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
キャッシュ・フロー計算書	4
利益の処分に関する書類	5
行政サービス実施コスト計算書	6
注 記 事 項	7
附 属 明 細 書	
(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88特定施設である有形固定資産の除却費用等の会計処理」による損益外減価償却費相当額も含む。)並びに減損損失の明細	10
(2) た な 卸 資 産 の 明 細	11
(3) 有 価 証 券 の 明 細	11
(4) 長 期 貸 付 金 の 明 細	12
(5) 移 行 前 地 方 債 償 還 債 務 の 明 細	13
(6) 引 当 金 の 明 細	13
(7) 資 本 金 及 び 資 本 剰 余 金 の 明 細	14
(8) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	14
(9) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細	15
(10) 運営費負担金以外の地方公共団体等からの 財源措置の明細	15
(11) 役 員 及 び 職 員 の 給 与 の 明 細	16
(12) 開 示 す べ き セ グ メ ン ト 情 報	17
(13) 医 業 費 用 及 び 一 般 管 理 費 の 明 細	18
(14) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	20

貸借対照表
(平成26年3月31日)

(単位：円)

資産の部		
I 固定資産		
1 有形固定資産		
土地		1,785,808,858
建物	6,322,476,560	
減価償却累計額	<u>△ 1,057,848,771</u>	5,264,627,789
構築物	163,082,272	
減価償却累計額	<u>△ 78,574,048</u>	84,508,224
車両運搬具	10,373,687	
減価償却累計額	<u>△ 4,849,864</u>	5,523,823
工具器具備品	546,360,335	
減価償却累計額	<u>△ 362,102,279</u>	184,258,056
有形固定資産合計		<u>7,324,726,750</u>
2 無形固定資産		
ソフトウェア		92,776,174
電話加入権		<u>45,000</u>
無形固定資産合計		<u>92,821,174</u>
3 投資その他の資産		
投資有価証券		799,341,717
職員長期貸付金		1,719,560
差入保証金		<u>334,000</u>
投資その他の資産合計		<u>801,395,277</u>
固定資産合計		<u>8,218,943,201</u>
II 流動資産		
現金及び預金		1,183,857,950
医業未収金	493,761,619	
貸倒引当金	<u>△ 3,860,710</u>	489,900,909
未収入金		6,748,137
医薬品		22,874,944
診療材料		7,518,681
貯蔵品		1,166,859
前払費用		5,426,396
未収収益		688,279
職員短期貸付金		310,560
立替金		<u>30,400</u>
流動資産合計		<u>1,718,523,115</u>
資産合計		<u>9,937,466,316</u>

貸借対照表
(平成26年3月31日)

(単位：円)

負債の部			
I 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費負担金	2,537,113		
資産見返補助金等	<u>168,402,640</u>	170,939,753	
移行前地方債償還債務		5,284,422,518	
引当金			
退職給付引当金	<u>500,578,163</u>	500,578,163	
長期リース債務		<u>368,720</u>	
固定負債合計			5,956,309,154
II 流動負債			
一年以内返済予定移行前			
地方債償還債務		270,901,355	
未払金		195,187,032	
未払費用		21,070,232	
短期リース債務		393,289	
未払消費税等		1,424,600	
預り金		39,881,492	
引当金			
賞与引当金	<u>97,622,273</u>	<u>97,622,273</u>	
流動負債合計			<u>626,480,273</u>
負債合計			6,582,789,427
純資産の部			
I 資本金			
設立団体出資金		<u>1,202,336,883</u>	
資本金合計			1,202,336,883
II 資本剰余金			
資本剰余金		<u>878,973,219</u>	
資本剰余金合計			878,973,219
III 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金		898,564,833	
組織運営及び施設整備改善目的積立金		225,146,526	
当期未処分利益		149,655,428	
(うち当期総利益)		<u>(149,655,428)</u>	
利益剰余金合計			<u>1,273,366,787</u>
純資産合計			<u>3,354,676,889</u>
負債純資産合計			<u>9,937,466,316</u>

損益計算書

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

営業収益			
医業収益		2,882,868,628	
運営費負担金収益		616,283,000	
補助金等収益		3,070,013	
資産見返運営費負担金戻入		1,582,694	
資産見返補助金等戻入		10,353,979	
受託収入		30,814,369	
営業収益合計			3,544,972,683
営業費用			
医業費用			
給与費	1,917,759,062		
材料費	278,115,312		
減価償却費	243,262,445		
経費	555,459,948		
研究研修費	23,983,068	3,018,579,835	
一般管理費			
給与費	192,955,680		
減価償却費	17,465,087		
経費	76,066,461	286,487,228	
営業費用合計			3,305,067,063
営業利益			239,905,620
営業外収益			
運営費負担金収益		66,355,000	
財務収益			
受取利息	2,250,332	2,250,332	
その他雑益		3,410,371	
営業外収益合計			72,015,703
営業外費用			
財務費用			
支払利息	89,210,622	89,210,622	
共済追加費用負担金		73,347,033	
営業外費用合計			162,557,655
經常利益			149,363,668
臨時利益			
過年度損益修正益		291,760	291,760
当期純利益			149,655,428
当期総利益			149,655,428

キャッシュ・フロー計算書
(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
材料の購入による支出	△ 278,772,586
人件費支出	△ 2,104,537,136
その他の業務支出	△ 721,001,272
医業収入	2,828,704,728
運営費負担金収入	682,638,000
受託収入	30,814,369
補助金等収入	3,070,013
小計	<u>440,916,116</u>
利息の受取額	3,933,227
利息の支払額	△ 89,199,646
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>355,649,697</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 145,737,408
有価証券の取得による支出	△ 198,389,041
有価証券の償還による収入	401,247,001
補助金等収入	11,606,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>68,726,552</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
移行前地方債償還債務の償還による支出	△ 267,239,965
リース債務の返済による支出	△ 384,164
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 267,624,129</u>
IV 資金増加額	156,752,120
V 資金期首残高	<u>1,027,105,830</u>
VI 資金期末残高	<u><u>1,183,857,950</u></u>

利益の処分に関する書類
(平成26年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期未処分利益	149,655,428
当期総利益	149,655,428
II 利益処分類	
組織運営及び施設整備改善目的積立金	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 149,655,428 149,655,428 </div>

行政サービス実施コスト計算書
 (平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
医業費用	3,018,579,835		
一般管理費	286,487,228		
営業外費用	162,557,655		
(2) (控除) 自己収入等		3,467,624,718	
医業収益	△ 2,882,868,628		
受託収入	△ 30,814,369		
営業外収益	△ 5,660,703		
臨時利益	△ 291,760	△ 2,919,635,460	
業務費用合計 (うち減価償却充当補助金相当額)			547,989,258 (11,936,673)
II 機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	7,694,956		7,694,956
III 行政サービス実施コスト			555,684,214

注記事項

I 重要な会計方針

1. 運営費負担金収益の計上基準

病院の運営に要する経費、精神科救急医療システム整備事業の実施に要する経費及び基礎年金拠出金の公的負担に要する経費については、期間進行基準を採用しております。

移行前地方債元金利息償還金、建設改良に要する経費及び研究研修に要する経費については、費用進行基準を採用しております。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	36～39年
構 築 物	7～27年
工 具 器 具 備 品	2～19年
車 両 運 搬 具	6～9年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 退職給付引当金及び見積額の計上基準

財源措置されない職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（自己都合、勧奨による要支給額）の見込額に基づき計上しております。

4. 賞与引当金の計上基準

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

6. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）

7. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 医薬品 先入先出法に基づく低価法によっております。
- (2) 診療材料 同上

8. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

岡山県出資の機会費用の計算に使用した利率については、10年利付国債の平成26年3月末における利回りを参考に0.64%で計算しております。

9. リース取引の処理方法

リース料総額が3,000,000円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が3,000,000円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

II キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定
資金期末残高

1,183,857,950円
1,183,857,950円

2. 重要な非資金取引
該当ありません。

III オペレーティング・リース取引関係
該当ありません。

IV 行政サービス実施コスト計算書関係
該当ありません。

V 重要な債務負担行為
該当ありません。

VI 重要な後発事象
該当ありません。

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

Ⅶ 金融商品の時価等の開示に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債及び地方債に限定し、資金調達については設立団体である岡山県からの借入に限定しております。

資金運用に当たっては地方独立行政法人法第43条（余裕金の運用）並びに地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号）第2条及び第3条に基づき運用しており、株式等は保有していません。

また、医業未収金は、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター会計事務取扱細則に沿ってリスク管理を行っております。移行前地方債償還債務及び長期借入金の使途は当法人施設の整備資金であり、設立団体である岡山県の事前承認に基づいて借入を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

開示科目	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	799,341,717	804,767,800	5,426,083
(2) 現金及び預金	1,183,857,950	1,183,857,950	0
(3) 医業未収金	493,761,619		
貸倒引当金(※2)	△ 3,860,710		
	489,900,909	489,900,909	0
資産計	2,476,961,286	1,988,625,750	5,426,083
(1) 移行前地方債償還債務(※3)	(5,555,323,873)	(5,910,256,667)	(354,932,794)
(2) 未払金	(195,187,032)	(195,187,032)	0
負債計	(5,750,510,905)	(6,105,443,699)	(354,932,794)

(※1) 負債に計上されているものは()で示しております。

(※2) 医業未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年以内返済予定の債務を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 投資有価証券

取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 現金及び預金、(3) 医業未収金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、医業未収金のうち貸倒懸念債権等については、回収見込額等により時価を算定しております。

負 債

(1) 移行前地方債償還債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

Ⅷ 賃貸不動産の時価等の開示に関する事項

該当ありません

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88特定施設である有形固定資産の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却費相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末残高	摘要	
					当期償却額	当期償却額	当期損益内	当期損益外				
有形固定資産												
(償却費損益内)												
建物	6,314,559,350	7,917,210	0	6,322,476,560	1,057,848,771	163,755,608	0	0	0	5,264,627,789		
構築物	163,082,272	0	0	163,082,272	78,574,048	11,947,528	0	0	0	84,508,224		
車両運搬具	10,373,687	0	0	10,373,687	4,849,864	1,427,972	0	0	0	5,523,823		
工具器具備品	532,949,932	13,410,403	0	546,360,335	362,102,279	53,591,023	0	0	0	184,258,056		
計	7,020,965,241	21,327,613	0	7,042,292,854	1,503,374,962	230,722,131	0	0	0	5,538,917,892		
非償却資産												
土地	1,785,808,858	0	0	1,785,808,858	0	0	0	0	0	1,785,808,858		
計	1,785,808,858	0	0	1,785,808,858	0	0	0	0	0	1,785,808,858		
有形固定資産合計												
土地	1,785,808,858	0	0	1,785,808,858	0	0	0	0	0	1,785,808,858		
建物	6,314,559,350	7,917,210	0	6,322,476,560	1,057,848,771	163,755,608	0	0	0	5,264,627,789		
構築物	163,082,272	0	0	163,082,272	78,574,048	11,947,528	0	0	0	84,508,224		
車両運搬具	10,373,687	0	0	10,373,687	4,849,864	1,427,972	0	0	0	5,523,823		
工具器具備品	532,949,932	13,410,403	0	546,360,335	362,102,279	53,591,023	0	0	0	184,258,056		
計	8,806,774,099	21,327,613	0	8,828,101,712	1,503,374,962	230,722,131	0	0	0	7,324,726,750		
無形固定資産												
ソフトウェア	169,704,570	6,312,705	0	176,017,275	83,241,101	30,005,401	0	0	0	92,776,174		
電話加入権	45,000	0	0	45,000	0	0	0	0	0	45,000		
計	169,749,570	6,312,705	0	176,062,275	83,241,101	30,005,401	0	0	0	92,821,174		
投資その他の資産												
職員長期貸付金	1,710,660	819,560	810,660	1,719,560	0	0	0	0	0	1,719,560		
長期前払費用	1,808,890	0	1,808,890	0	0	0	0	0	0	0		
投資有価証券	599,412,686	199,929,031	0	799,341,717	0	0	0	0	0	799,341,717		
差入保証金	74,000	260,000	0	334,000	0	0	0	0	0	334,000		
計	603,006,236	201,008,591	2,619,550	801,395,277	0	0	0	0	0	801,395,277		

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(2) たな卸資産の明細

(単位：円)

種 類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘 要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
医 薬 品	18,350,369	170,674,283	0	165,601,278	548,430	22,874,944	
診療材料	7,983,288	23,741,624	0	24,165,150	41,081	7,518,681	
貯 蔵 品	1,166,411	1,153,994	0	1,153,546	0	1,166,859	
計	27,500,068	195,569,901	0	190,919,974	589,511	31,560,484	

(注) 当期減少額のその他には、期限切れによる廃棄又は滅失した資産を記載しております。

(3) 有価証券の明細

	種類及び銘柄	取得価額	券面総額	貸借対照表計上額	当期費用に 含まれた評価差額	摘要
	満期保有目的債券	第62回 利付国債	199,700,000	200,000,000	199,743,833	0
い第748号 農林債		100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	
い第751号 農林債		100,000,000	100,000,000	100,000,000	0	
第7回 北海道債		199,654,000	200,000,000	199,757,788	0	
第66回大阪府公募公債		100,343,000	100,000,000	100,241,376	0	
第4回地方公共団体 金融機構債券		99,507,000	100,000,000	99,598,720	0	
貸借対照表 計上額合計		799,204,000	800,000,000	799,341,717	0	

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(4) 長期貸付金の明細

(単位：円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			回収額	償却額		
職員長期貸付金	1,710,660	819,560	810,660	0	1,719,560	(注)
計	1,710,660	819,560	810,660	0	1,719,560	

(注) 当期減少額の回収額は、短期への振替分及び一括返済分であります。

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(5) 移行前地方債償還債務の明細

(単位：円)

銘 柄	期首残高	当期増加	当期減少	期末残高	利 率	償還期限	摘 要
あおぞら銀行	20,028,949	0	6,672,210	13,356,739	0.71%	平成28年3月23日	
公営企業金融公庫	99,760,678	0	4,897,788	94,862,890	2.20%	平成42年3月21日	
"	526,093,787	0	26,005,503	500,088,284	1.35%	平成43年3月20日	
財政融資資金	649,493,494	0	28,916,796	620,576,698	1.20%	平成45年3月 1日	
"	1,508,481,662	0	62,256,217	1,446,225,445	1.40%	平成46年3月 1日	
公営企業金融公庫	1,006,408,105	0	44,440,573	961,967,532	1.90%	平成44年3月22日	
備前信用金庫	295,400,000	0	25,320,000	270,080,000	1.60%	平成37年3月25日	
中国銀行	21,112,800	0	7,037,600	14,075,200	0.51%	平成28年3月28日	
公営企業金融公庫	634,293,027	0	24,575,054	609,717,973	2.00%	平成46年3月21日	
財政融資資金	1,049,158,321	0	36,661,532	1,012,496,789	1.70%	平成48年9月25日	
公営企業金融公庫	12,333,015	0	456,692	11,876,323	2.15%	平成46年9月20日	
計	5,822,563,838	0	267,239,965	5,555,323,873			

(6) 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
退職給付引当金	531,221,605	55,676,600	86,320,042	0	500,578,163	
賞与引当金	96,955,844	97,622,273	96,955,844	0	97,622,273	
貸倒引当金	4,162,434	3,860,710	1,628,370	2,534,064	3,860,710	(注)
計	632,339,883	157,159,583	184,904,256	2,534,064	602,061,146	

(注) 貸倒引当金の当期減少額その他には、洗替による戻入額を記載しております。

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(7) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	岡山県出資金	1,202,336,883	0	0	1,202,336,883	
	計	1,202,336,883	0	0	1,202,336,883	
資本剰余金	資本剰余金					
	岡山県無償譲与	13,398,358	0	0	13,398,358	
	目的積立金	846,547,098	19,027,763	0	865,574,861	固定資産の取得
	計	859,945,456	19,027,763	0	878,973,219	
	損益外減価償却累計額	0	0	0	0	
	差引計	859,945,456	19,027,763	0	878,973,219	

(8) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

① 積立金及び目的積立金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
組織運営及び施設整備改善目的積立金	0	225,146,526	0	225,146,526	(注1)
前中期目標期間繰越積立金	917,592,596	0	19,027,763	898,564,833	(注2)
計	917,592,596	225,146,526	19,027,763	1,123,711,359	

(注1) 当期増加額は、前期未処分利益の振替額を記載しております

(注2) 当期減少額は、中期計画で定める剰余金の使途に沿った事業を行うため、前中期目標期間繰越積立金を取り崩した額を記載しております。

② 目的積立金の取崩しの明細

(単位：円)

区 分		金額	摘 要
目的積立金取崩額	組織運営及び施設整備改善目的積立金	0	
	計	0	
その他	前中期目標期間繰越積立金	19,027,763	施設整備・改善に充てた資産の購入
	計	19,027,763	

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(9) 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細

①運営費負担金債務

(単位：円)

交付年度	期首残高	負担金 当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費負担金 収 益	資 産 見 返 運営費負担金	資本剰余金	小 計	
平成25年度	/	682,638,000	682,638,000	0	0	682,638,000	0
合 計	/	682,638,000	682,638,000	0	0	682,638,000	0

②運営費負担金収益

(単位：円)

業務等区分	平成25年度支給分	合 計
期間進行基準	436,608,000	436,608,000
費用進行基準	246,030,000	246,030,000
合 計	682,638,000	682,638,000

(10) 運営費負担金以外の地方公共団体等からの財源措置の明細

補助金等の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左 の 会 計 処 理 内 訳					摘 要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	収益計上	
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関運営費負担金	2,052,013	0	0	0	0	2,052,013	
心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金	238,000	0	0	0	0	238,000	
クリーンエネルギー 自動車導入促進対策補助金	780,000	0	0	0	0	780,000	
長寿社会づくりソフト事業費交付金	5,000,000	0	5,000,000	0	0	0	
合 計	8,070,013	0	5,000,000	0	0	3,070,013	

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(11) 役員及び職員の給与の明細

(単位：円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役 員	30,347,960 (720,000)	2 (6)	0 (0)	0 (0)
職 員	1,759,054,922 (141,944,267)	274 (40)	86,320,042 (0)	23 (0)
合 計	1,789,402,882 (142,664,267)	276 (46)	86,320,042 (0)	(23) (0)

(注1) 支給額及び支給人数

臨時的任用職員・非常勤職員については、外数として()内に記載しております。

また、支給人員については平均支給人数で記載しております。

常勤役員のうち1名は、役員報酬等規程第2条第2項(職員給与規程適用者)により役員報酬を支給しておらず、職員の支給人員に含まれております。

(注2) 役員報酬基準及び職員給与基準の概要

役員報酬については、「地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程」に基づき支給しております。

職員については、「地方独立行政法人岡山県精神科医療センター職員給与規程」及び「地方独立行政法人岡山県精神科医療センター非常勤職員給与規程」に基づき支給しております。

(注3) 法定福利費

上記明細には法定福利費は含めておりません。

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(12) 開示すべきセグメント情報

(単位:円)

区 分	岡山県精神科医療センター	東古松サント診療所	計	法人本部	合計
営業収益	3,420,136,485	122,252,250	3,542,388,735	2,583,948	3,544,972,683
医業収益	2,761,983,851	120,884,777	2,882,868,628	0	2,882,868,628
運営費負担金収益	613,125,429	573,623	613,699,052	2,583,948	616,283,000
資産見返負債戻入	11,142,823	793,850	11,936,673	0	11,936,673
受託収入	30,814,369	0	30,814,369	0	30,814,369
その他営業収益	3,070,013	0	3,070,013	0	3,070,013
営業費用	3,148,455,926	111,080,655	3,259,536,581	45,530,482	3,305,067,063
医業費用	2,913,434,294	105,145,541	3,018,579,835	0	3,018,579,835
一般管理費	235,021,632	5,935,114	240,956,746	45,530,482	286,487,228
営業損益	271,680,560	11,171,595	282,852,154	△ 42,946,534	239,905,620
営業外収益	68,629,014	306,221	68,935,235	3,080,468	72,015,703
運営費負担金収益	65,218,961	300,271	65,519,232	835,768	66,355,000
その他営業外収益	3,410,053	5,950	3,416,003	2,244,700	5,660,703
営業外費用	159,134,778	1,626,647	160,761,425	1,796,230	162,557,655
財務費用	89,210,622	0	89,210,622	0	89,210,622
その他営業外費用	69,924,156	1,626,647	71,550,803	1,796,230	73,347,033
経常損益	181,174,795	9,851,169	191,025,964	△ 41,662,296	149,363,668
総資産	8,222,012,087	617,226,172	8,839,238,259	1,098,228,057	9,937,466,316
(主要資産内訳)					
固定資産	6,431,321,122	596,572,848	7,027,893,970	296,832,780	7,324,726,750
流動資産	—	—	—	1,183,857,950	1,183,857,950
医業未収金	469,983,911	19,916,998	489,900,909	—	489,900,909

(注) セグメントの区分については、当法人の施設に応じ、「岡山県精神科医療センター」、「東古松サント診療所」に区分しております。

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(13) 医業費用及び一般管理費の明細

(単位：円)

科 目	金 額	
医業費用		
給与費		
給料	832,712,778	
手当	391,018,608	
賞与	207,828,996	
賞与引当金繰入額	92,119,856	
賃金	95,637,165	
報酬	180,000	
退職給付費用	49,672,905	
法定福利費	248,588,754	1,917,759,062
材料費		
薬品費	174,616,747	
診療材料費	34,060,424	
たな卸資産減耗費	589,511	
給食材料費	68,848,630	278,115,312
減価償却費		
建物減価償却費	161,762,377	
構築物減価償却費	609,052	
工具器具備品減価償却費	50,157,445	
車両運搬具減価償却費	1,427,972	
無形固定資産減価償却費	29,305,599	243,262,445
経費		
委託料	205,578,996	
賃借料	29,552,859	
報償費	5,525,628	
修繕費	28,651,041	
燃料費	1,259,078	
保険料	2,187,946	
地代家賃	1,887,000	
厚生福利費	7,391,599	
旅費交通費	8,652,587	
職員被服費	1,859,148	
通信運搬費	51,402,824	
会議費	145,198	
図書費	2,268,415	
印刷製本費	7,805,795	
消耗品費	20,671,105	
消耗備品費	6,628,568	
光熱水費	149,279,567	
諸会費	2,388,980	
租税公課	1,342,696	
貸倒引当金繰入額	1,326,646	
雑費	19,654,272	555,459,948
研究研修費		
研究材料費	1,629,830	
消耗備品費	36,800	
謝金	1,630,895	
図書費	3,947,283	
旅費	11,979,660	
委託料	136,500	
研究雑費	4,622,100	23,983,068
医業費用合計		<u>3,018,579,835</u>

(単位：円)

科 目	金 額	
一般管理費		
給与費		
給料	44,460,661	
手当	28,861,858	
賞与	10,658,814	
賞与引当金繰入額	5,502,417	
賃金	46,307,102	
役員報酬	31,067,960	
退職給付費用	4,754,078	
法定福利費	21,342,790	192,955,680
減価償却費		
建物減価償却費	1,993,231	
構築物減価償却費	11,338,476	
工具器具備品減価償却費	3,433,578	
無形固定資産減価償却費	699,802	17,465,087
経費		
委託料	48,224,493	
賃借料	396,198	
修繕費	12,243,109	
保険料	1,527,650	
厚生福利費	100,000	
旅費交通費	788,340	
職員被服費	525,157	
通信運搬費	238,401	
交際費	342,054	
会議費	129,490	
消耗品費	3,965,008	
図書費	265,463	
消耗備品費	235,034	
光熱水費	1,098,665	
租税公課	1,453,104	
雑費	4,534,295	76,066,461
一般管理費合計		<u>286,487,228</u>

平成26年11月14日 岡山県公報 第11636号

(14) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(現金及び預金の内訳)

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
現金	3,332,257	
普通預金	1,177,309,521	
貯金	3,216,172	
合計	1,183,857,950	

(医業未収金)

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
入院未収金	408,550,886	うち診療報酬分(公費負担) 381,353,507円
外来未収金	78,661,750	うち診療報酬分(公費負担) 77,473,860円
その他未収金	6,548,983	
合計	493,761,619	

(未払金)

(単位：円)

区 分	期末残高	備 考
人件費(退職手当等)	92,818,134	
材料購入による未払金	22,852,981	
その他	79,515,917	
合計	195,187,032	